

平成25年第4回教育委員会会議議事録

1 開催日時

平成25年3月27日(水) 午後4時00分～午後4時25分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

教育委員	委員長	沖田 道子
	職務代理	小尾 一彦
	委員	瀧本 洋次
	委員	早津 聡子
	教育長	金子 隆司
事務局	教育部長	佐藤 昌親
	学校教育課長	羽磨 知成
	図書館長	長谷 繁
	給食センター所長	坂口 惣一郎
	総務係長	宮田 哲
	学校教育係長	佐藤 勝博
	社会体育係長	水川 潔
	学校教育推進員	吉村 泰之

4 議 事

議案第18号 幕別町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

議案第19号 幕別町立小、中学校通学区域規則の一部を改正する規則

議案第20号 幕別町立小、中学校通学区域外就学許可要綱の一部を改正する要綱

議案第21号 幕別町子ども支援連絡協議会要綱を廃止する要綱

議案第22号 平成25年4月1日付学校職員採用に係る内申について

議案第23号 時間講師(技芸講師)の任用の内申について

議案第24号 幕別町教育委員会事務局職員の任免について

5 議事概要 次のとおり

沖田委員長 只今から第4回教育委員会会議を開会いたします。本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

日程第1会期の決定についてお諮りします。本日一日限りとすることにご異議はありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 会期は、本日一日限りと決しました。

次に日程第2会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に2番早津委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に日程第3前回会議の承認であります。第3回教育委員会会議について別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、第3回教育委員会会議を承認します。

次に日程第4事務報告についてお願いいたします。

教育部長(佐藤昌親) 特にございませぬ。

沖田委員長 事務報告がないようですので議件に入ります。

日程第5議案第18号幕別町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、説明を求めます。

学校教育課長(羽磨知成) 議案第18号幕別町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案につきましては、忠類地域におきます行政サービスの向上を図る観点から教育行政に関わる事務全般を所掌するために新たに教育部主幹という職を設け、忠類地域に配置することに伴いまして改正を行うものであります。忠類地域の教育行政事務につきましては、現在は生涯学習係として、主査1人を配置いたしておりますが地域住民の多様な相談等のニーズに応えることが出来るよう、課長補佐職に相当する教育部主幹を配置し、学校教育課、生涯学習課、図書館、給食センター等、教育全般にわたる事務を所掌するものであります。

改正の内容であります。別紙の議案第18号説明資料、規則の新旧対照表をご覧くださいと思います。現行の第8条の次に、第8条の2として見出しに教育部主幹、第8条の2事務局に教育部主幹を置く。第2項教育部主幹は、課長、館長及び所長を補佐し、主要事務及び専門の事務を処理する。を加えるものであります。この第2項の条文中の課長、館長及び所長とは、先ほど申し上げました学校教育課長、生涯学習課長、図書館長、給食センター所長を指すものでありまして、教育事務全般を取り扱うとするものであります。

なお、配置する教育部主幹は忠類地域を担当する生涯学習係長及び図書館忠類分館図書係長の事務取扱も兼ねることを予定いたしております。

議案書にお戻りいただきたいと思ひます。附則におきまして、この規則は平成25年4月1日から施行する。と定めるものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第18号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第18号について原案どおり可決いたしました。

次に日程第6議案第19号幕別町小、中学校通学区域の規則の一部改正する規則について説明を求めます。

学校教育課長(羽磨知成) 議案第19号幕別町小、中学校通学区域の規則の一部改正する規則についてご説明申し上げます。

本規則につきましては、町内の小、中学校通学区域を行政区別に指定しているものであ

りまして、今般、北栄町等の小学校新一年生について、就学すべき学校を現在の札内北小学校から札内南小学校へ指定の変更をしようとするものであります。

国道38号線とJRの線路で囲われました、いわゆる三角地帯につきましては、本規則におきまして札内北小学校を通学区域としながらも、平成20年度からは遠距離通学の軽減と通学の安全確保を理由として札内南小学校へも就学できることとしておりましたが、昨年12月に幕別町立学校あり方検討会から、この地域の8割を越える子ども達が札内南小学校を選択している状況を踏まえ、平成26年度以降に入学する児童につきましては、札内南小学校を指定校とし、札内北小学校へは区域外通学制度とすることが望ましいとの答申がなされたところであります。また、中学校の通学区域につきましては、平成25年度以降に札内北小学校を卒業する児童、つまり今の5年生が中学校に進学するには現行の制度を廃止し、札内東中学校へ入学することとする。ただし、北栄町等の三角地帯から札内北小に來ている児童については、今までどおり札内中学校を選択することを認める、また、中学校進学時に兄弟が札内中学校の第2学年、第3学年に在籍している場合も札内中学校を選択出来ることを認めるとの答申がありましたことからこの答申を尊重し、答申内容の具現化のため改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。別紙の議案第19号説明資料規則の新旧対照表をご覧くださいと思います。別表の第1は、小学校の通学区域を行政区名で指定しているものであります。札内南小学校の欄に国道38号線とJRの線路で囲われました、いわゆる三角地帯と言っていますが、西町1、北栄町1・2、共栄町1・3、新北町西(国道38号以南)、桜町南(国道38号以南)を加えます。また、札内北小学校の欄からは、三角地帯の地域を除きまして、西町2、共栄町2、新北町東・西(国道38号以北)、北町1・2・3、桜町北・中央・南(国道38号以北)に改めるものであります。

次に裏面になりますが、様式第1号は区域外通学許可申請書であります。文言の整理を行うとともに、現行様式の理由の欄の12を14に、13を15とし、新たに12として札内南小学校の通学区域から札内北小学校に通学するため、を加え、また13として兄弟が札内中学校に在籍しているため、を加えるものであります。また、表のすぐ下段に理由の9、10、12、13を適用する場合の制限についての文言を3つの※印にありますように加えるものであります。1つ目は理由の9と10でありまして、遠距離通学の軽減と、通学の安全確保を適用できるのが、いわゆる三角地帯から札内北小学校へ通学しているもののうち、札内中学校への就学を希望するものに限るとしております。

2つ目は、理由の12、札内南小学校の通学区域から、札内北小学校に就学できるのは、いわゆる三角地帯に住所を有するものに限るとするものであります。

3つ目は、理由の13、兄弟が札内中学校に在籍しているためを適応できるのは、札内北小学校を卒業し、中学に進学する4月1日現在で、兄弟が札内中学校に在籍しているものに限ると定めるものであります。

議案書の4ページになりますが、附則におきましてこの規則は平成26年4月1日から施行する、また、改正後の様式における区域外就学許可の申請及び許可は、この規則の施行前においても行うことができる。と定めるものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第19号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第19号について原案どおり可決いたしました。

次に日程第7議案第20号幕別町小、中学校通学区域外就学許可要綱の一部を改正する要綱について説明を求めます。

学校教育課長(羽磨知成) 議案第20号幕別町小、中学校通学区域外就学許可要綱の一部を改正する要綱について、ご説明を申し上げます。

本要綱につきましては、議案第19号でご説明いたしました、幕別町小、中学校通学区域規則の第4条第2項に規定する、通学区域外の学校を指定する場合の許可基準について定めているものでありますが、今般の規則の改正に伴いまして、本要綱につきましても要綱の改正を行うものであります。

以下、条文に沿ってご説明いたします。別紙の議案第20号説明資料要綱の新旧対照表をご覧くださいと思います。第3条は許可基準について規定しているものでありますが、現行の第1項中第12号を第14号に、第13号を第15号とし、新たに第12号として札内南小学校の通学区域から札内北小学校に通学する場合を、第13号として兄弟が札内中学校に在籍している場合を加えるものであります。また、裏面になりますが、第2項、第3項、第4項は、議案第19号と同様で許可基準の第9・10号、12号、13号を適応する場合の制限についての規定、第5号は三角地帯から札内南小学校に就学している児童が、中学校に就学する場合の就学すべき中学校は、規則で定める札内東中学校ではなく、札内中学校とすると規定するものであります。

議案書の6ページにお戻りいただきたいと思いますが、附則におきまして、この要綱は平成26年4月1日から施行するものと定めるものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第20号について原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第20号について原案どおり可決いたしました。

次に日程第8議案第21号幕別町子ども支援連絡協議会要綱を廃止する要綱について説明を求めます。

学校教育課長(羽磨知成) 議案第21号幕別町子ども支援連絡協議会要綱を廃止する要綱についてご説明を申し上げます。

本要綱につきましては、小学校就学前から高等学校までの幼児、児童生徒に対します特別支援教育推進のための支援体制を整備するため、平成19年11月に制定いたしました、これまで関係機関との情報の共有を図ってきたところであります。しかしながら、子ども達の自立や、社会参加に向けた就労支援を含め、これまで以上に地域における一貫した支援体制の強化が求められるところであります。こうしたことを踏まえまして、新年度からは町長部局の福祉課で所管しております幕別町自立支援協議会に子ども支援部会を新たに設置し、これまでの本協議会の役割を継承することで、町長部局と協議が整ったとともに、去る3月21日に開催されました子ども支援連絡協議会においても、今年度末で発展的に解散することの確認が得られましたので、本要綱を廃止するものであります。

なお、施行日は平成25年4月1日からと定めるものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第21号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第21号について原案どおり可決いたしました。

次に日程第9議案第22号平成25年4月1日付学校職員採用に係る内申について、日程第10議案第23号時間講師の任用の内申について、及び日程第11議案第24号幕別町教育委員会事務局職員の任免については人事案件のため秘密会といたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、秘密会といたします。

沖田委員長 秘密会をときます。

他に何かございませんか。

(ありません)

沖田委員長 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了いたしましたので第4回教育委員会会議を閉じます。